

定額減税補足給付金(不足額給付)について

【概要】

令和6年度、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われ、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、「調整給付金」を支給しました。

令和7年度は、確定した令和6年分所得税額等を基に、本来給付すべき額と調整給付額との間で差額が生じた方に「不足額給付金」を支給します。

【給付金の対象者】

令和7年1月1日時点で、喜茂別町に住民登録がある方で、次の不足額給付1、2のいずれに該当する方(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、)

・不足額給付1

調整給付金の算定で推計を用い、令和6年分所得税と定額減税の実績額が確定したことで、本来給付すべき額と調整給付額の間で差額が生じた方

例1 令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少

例2 令和6年中に子どもの出生等により、扶養親族が増加

・不足額給付2

定額減税の対象外であり、次のア～ウまで全てに該当する方

ア 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円の方

イ 税制度上、扶養親族等から外れてしまう方

例1 事業専従者(青色、白色)

例2 合計所得金額48万円超の方

ウ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

【給付額】

・不足額給付1

本来給付すべき額と調整給付との間で生じた差額

・不足額給付2

原則4万円(定額)

(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)

【通知について】

対象と思われる方へ「支給のお知らせ」を発送します。記載された内容について、ご確認をお願いします。

「振込口座が確認できない方」や「不足額給付2」の対象と思われる方には順次「確認書」を発送します。添付書類とともに、提出願います。

【提出期限】

令和7年10月31日(金)

【お問い合わせ先】

喜茂別町役場 住民課税務室 TEL:0136-33-2211